**継続雇用に関する疎明書**



上記対象労働者について、下記のとおり疎明します。

①または②に☑してください。

≪　特定求職者雇用開発助成金　≫

①　□　65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、雇用期間が継続して2年以上

（ただし、重度障害者等※1であって、週所定労働時間が30時間以上の者は

3年以上）であることが確実です。

※１・・・重度身体障害者、身体障害者（45歳以上）、重度知的障害者、知的障害者（45歳以上）、精神障害者

・雇用期間の定めはあるものの、対象労働者が希望すれば更新回数に制限がなく雇用契約の更新が

可能であり、期間の定めがない雇用と同等です。また、過去に対象労働者と同程度の労働条件で

雇い入れた者について更新しなかったことはありません。

②　□　生涯現役コース対象労働者については、1年以上継続して雇用するこ

　　　とが確実です。

　･1年未満の雇用期間の定めはあるものの、対象労働者が希望すれば雇用契約の更新が可能で

あり、1年以上の雇用が確実です。

千葉労働局長　殿

　　平成　　　年　　　月　　　日

事業主所在地

事業主名称

事業主氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

* 離職状況を確認させていただく場合があります。　　　　　　　　 　(H30.1)